

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく立入調査等の際に
 携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令案」等についての意見・情報の募集についての
 御意見及びそれに対する考え方

○御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出促進に資源を費やす前に、自給率 100%を達成する施策を徹底することが最優先ではないでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見ありがとうございます。輸出に取り組むことは、国内生産の維持・拡大につながるとともに、食料自給率の向上にも寄与するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ >全般的に 利便性及び公正性向上のため、法人番号の利活用を行われたい。 また、公務員が用いる資格証明書様式においては、公務所又は公務員の印章又は署名が付されるようにされたい(印章については例えば「農林水産省」の印章の印刷があるだけで用をなすはずであるが、刑法上の印章が存在するようにされたい。) その方が公正性の向上に資するはずである。 意見は以上である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見ありがとうございます。今後の施策の参考にさせていただきます。なお、立入検査を行う職員が携帯する身分証明書の様式については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。」こととされていることを踏まえ、令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第4号において、押印の欄を削除する改正を行っており、今後も公正な業務執行に努めてまいります。